

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第3回 移転価格税制基礎

2025年 12月

海外展開に際して検討すべき移転価格税制の基礎知識の解説

【目次】

1. 移転価格税制課税の状況	3
2. 移転価格リスクへの対応策	13
3. BEPS新移転価格文書化制度	20
4. 金融取引に係るOECDガイドライン本邦事務運営要領の改正内容	29
5. BEPS 第1の柱	37
6. EU・オーストラリアでの国別報告開示義務（Public CbCR）	40

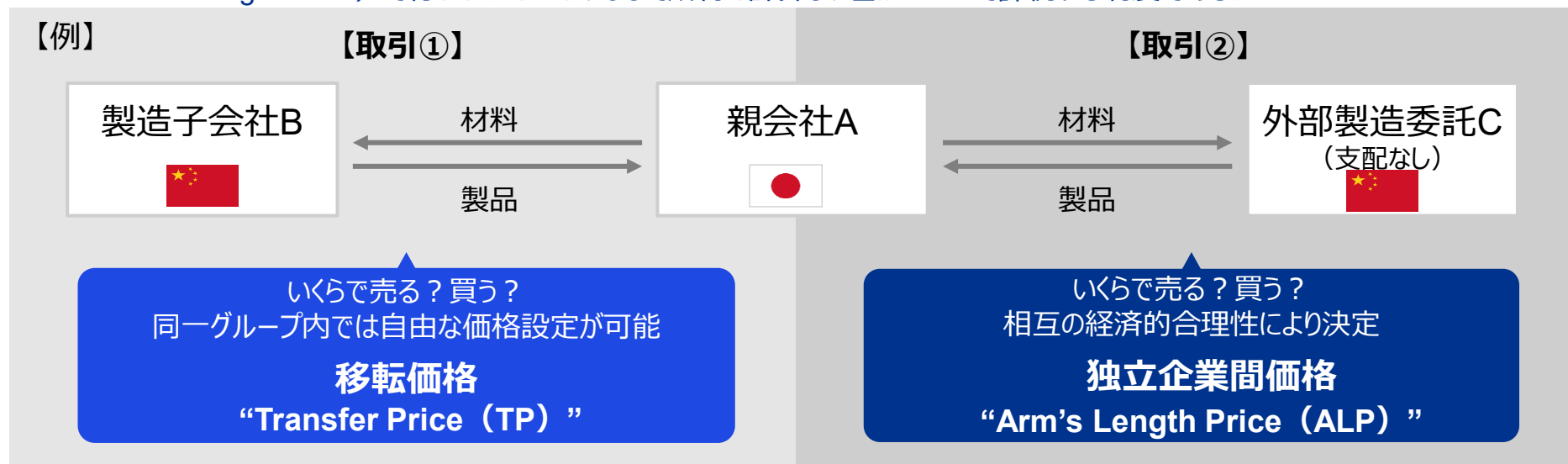
01.

**移転価格税制
課税の状況**

1. 移転価格税制課税の状況

移転価格税制とは

- ◆ あらゆる関連者間取引を「独立企業間価格」で行うことを定める税制である。
 - ✓ モノ（有形資産取引）
 - ✓ ロイヤルティ（無形資産取引）
 - ✓ サービス（役務提供取引）等 *1
- ◆ 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格（Transfer Price : TP））をあるべき価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能である。移転価格税制とは、このような海外の関連企業との取引（例えば親子会社間取引）を通じた所得の海外移転を防止するため、当該取引が通常の第三者との取引による取引価格（独立企業間価格：ALP、Arm's Length Price）で行われたものとみなして所得を計算し、差額について課税する制度である。



*1 有形資産取引、無形資産取引、役務提供取引だけでなく、金融取引等にも適用される。

独立企業間価格とは

独立企業間価格（措法66条の4第2項）

本邦税制において独立企業間価格とは、国外関連取引に以下のいずれかの移転価格算定方法を適用して算定した金額を言う。

算定方法	通称	摘要
基本三法		
独立価格比準法	CUP法	取引価格を検証
再販売価格基準法	RP法	売上総利益を検証
原価基準法	CP法	
その他の方法		
利益分割法	PS法	合算利益を貢献度等に応じて按分
取引単位営業利益法	TNMM	営業利益を検証
割引現在価値法	DCF法	予想利益の現在価値を検証

基本三法を適用する際には、より厳格な比較可能性を有する比較対象取引を選定する必要があるため、実務上適用困難なケースが多い。したがって、実務上は営業利益ベースでの検証が一般的。

移転価格課税を受けると...

移転価格税制に係るリスク

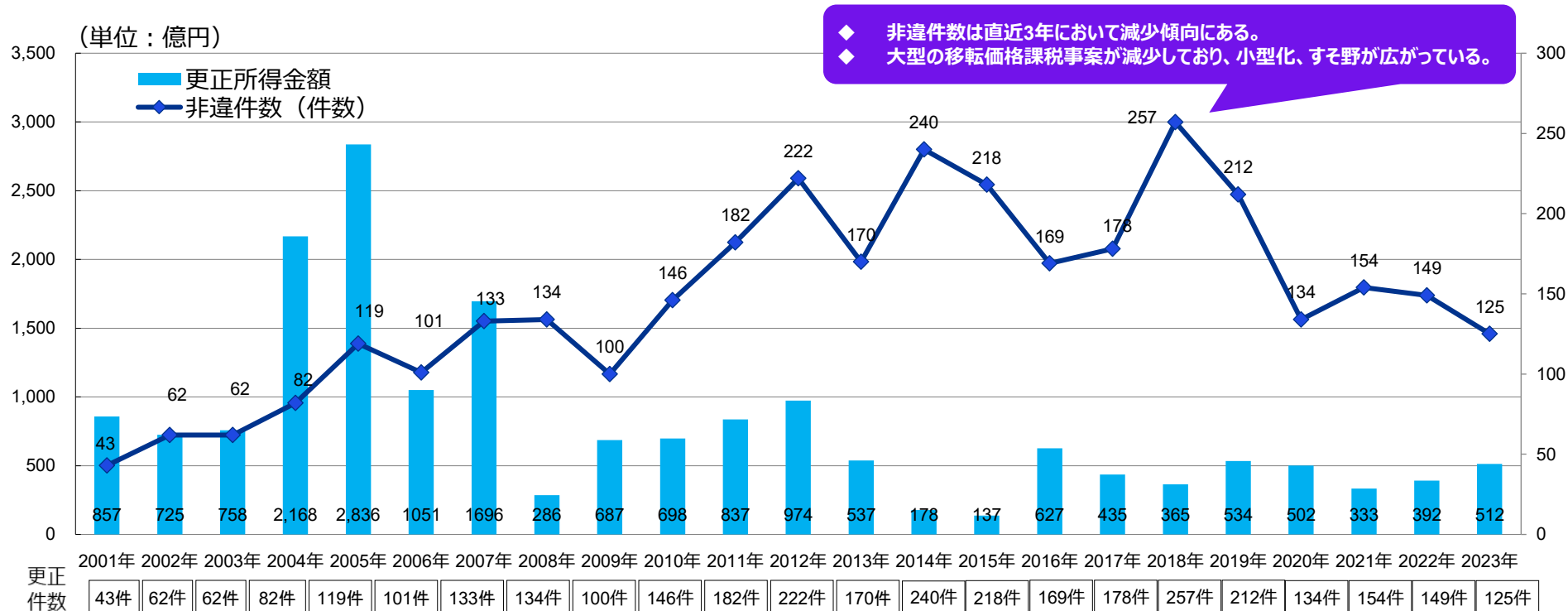
移転価格調査に伴うリスク	多額の更正所得・ペナルティ／調査対象の増加	<ul style="list-style-type: none"> 取引全体に対して課税されるため更正所得は高額になる傾向がある（過去に1,570億円の更正、800億円の追徴を受けた例あり）。 所得の更正額が高額であるため、追加で課される延滞税・加算税等のペナルティについても納税者にとって大きな負担となる。またペナルティについては相互協議の対象外である（二重課税の回避が不可）。 近年は、更正対象期間が長期化しているほか、中小企業を含め調査対象会社の範囲が拡大している。
	長期間、詳細かつ広範囲な調査	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格調査は長期間かつ広範囲であり、また関係者の専門的知識・経験も必要であることから、会社独自での対応は難しく、時間・労力・費用がかかる。
	企業イメージへの悪影響	<ul style="list-style-type: none"> メディアによる「脱税」としての報道
	寄附金課税処理	<ul style="list-style-type: none"> 税務調査の場面において、海外子会社との取引について移転価格課税ではなく、寄附金課税処理するケースが多いため留意が必要である（寄附金課税処理の場合は相互協議の対象外）。
移転価格課税後のリスク	二重課税、不必要な税金支払い	<ul style="list-style-type: none"> 更正所得は他国において課税済みであり、二重課税の解消のために相互協議を要する。 赤字会社であっても税金の支払いが必要となる。

1. 移転価格税制課税の状況

日本国内の移転価格税制課税状況

日本国内の状況（国税庁公表資料に基づき作成）

- 移転価格税制は国税庁の重点課題の1つであり、特にBEPS導入後の調査・課税の状況には注視が必要である。
- 近年では、国際課税専門官の増員や専門部署の設置、職員の研修体制の強化、弁護士や金融専門家の採用等を通じた調査体制の充実度の拡充が伺える。
- また、日系企業が海外進出国先で移転価格調査・課税を受ける件数についても、増加傾向にある。



※出典：国税庁「法人税等の調査実績の概要」を基にKPMG税理士法人にて作成

本邦当局による移転価格課税の最近の傾向

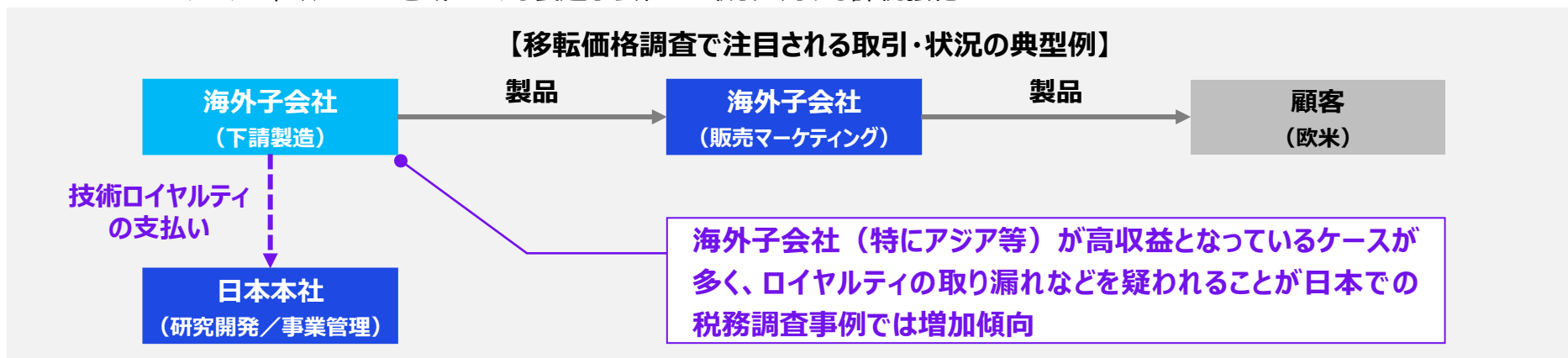
日系企業が直面する最近の税務調査・課税傾向（主に日本国税の観点から）

■ 移転価格課税に係る位置付けの変化

- 一般化・小粒化・短期化と課税のすそ野拡大
- 移転価格対応要員の増加
- 一般調査部における移転価格項目を含む調査
- 企業単位の課税リスクはむしろ増加

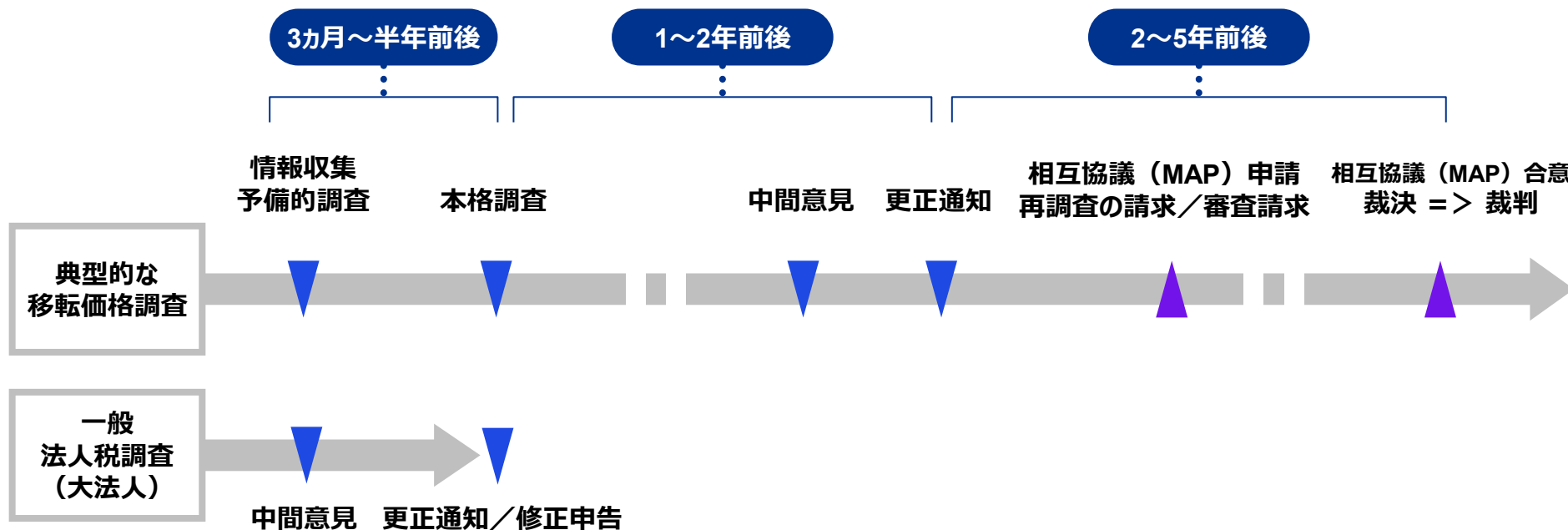
■ ターゲット項目の推移

- 大企業の主要取引に係る事前確認対応の定着
- 無形資産取引（ロイヤルティ）／役務提供取引への移転価格・国際課税強化
- アジア・東欧といった地域における製造子会社との取引に対する課税強化



移転価格調査の特徴

本邦税務調査の一般的な流れ



【移転価格調査の特徴】

- ✓ 通常の法人税調査よりも調査期間が長期にわたる。
- ✓ 更正された場合、その後の手続き・二重課税の解消に関してより長い期間を要する傾向がある。
- ✓ 近年は一の調査が制度化されたため、法人税調査のなかで、移転価格をはじめとする国際課税についても確認されることが通常であり、その結果移転価格調査・課税のすそ野も広がってきている。

移転価格と国外関連者に対する寄附金

国外関連者に対する寄附金の検討

- 租税特別措置法66の4第1項において「移転価格税制」が規定されており、同条の第3項に「国外関連者に対する寄附金」が規定されている。
- 移転価格調査において、次のような事実が認められた場合には、「国外関連者に対する寄附金の損金不算入」の規定の適用があることが明記されている。

「国外関連者に対する寄附金」

- 法人が国外関連者に対して資産の販売等を行い、かつ、当該資産の販売に係る収益の計上を行っていない場合において、当該資産の販売等が金銭その他の資産または経済的な**利益の贈与または無償の供与に該当する時**
 - 法人が国外関連者から資産の販売等に係る対価の支払いを受ける場合において、当該法人が当該国外関連者から支払いを受けるべき金額のうち当該国外関連者に実質的に資産の**贈与または経済的な利益の無償の供与をしたと認められる金額がある時**
 - 法人が国外関連者に資産の販売等に係る対価の支払いを行う場合において、当該法人が当該国外関連者に支払う金額のうち当該国外関連者に金銭その他の資産または経済的な**利益の贈与または無償の供与をしたと認められる金額がある時**
- 例えば、国外関連者に対して役務提供をしており、その対価を取っていない場合はもちろんのこと、対価が低すぎるとされた場合でも、寄附金として課税を受ける、または修正申告を求められる可能性があり、税務調査では「**移転価格課税**」と「**寄附金課税**」適用に係る境界線は曖昧なものとなっている。
 - 特に、「**寄附金課税**」により生じた**経済的**二重課税は、**相互協議**により排除することが困難であり、留意を要する。（相手国の課税当局が**移転価格課税**の問題と判断した場合には、**相互協議**の対象となり得る）。

移転価格課税後の対応について

二重課税リスク対策の重要性

取引価格（移転価格）と独立企業間価格との差額を増額更正

- 「国際的二重課税^{*1}」が生じた場合、不服申立て・訴訟、相互協議による救済は可能。
- しかし、相互協議を通じた二重課税の排除が実質的に困難であることも少なくない（相手国によっては相互協議を通じた交渉が困難であるケースもある）。
- 価格設定を変更しないと、後続年度にわたって移転価格の課税リスクを抱えることになり得る。
- 1つの取引に関して、取引相手国においても、異なる角度・解釈に基づき、移転価格課税を行う可能性もあるため、取引全体を俯瞰してグループ全体でみた移転価格リスクの管理が必要である。

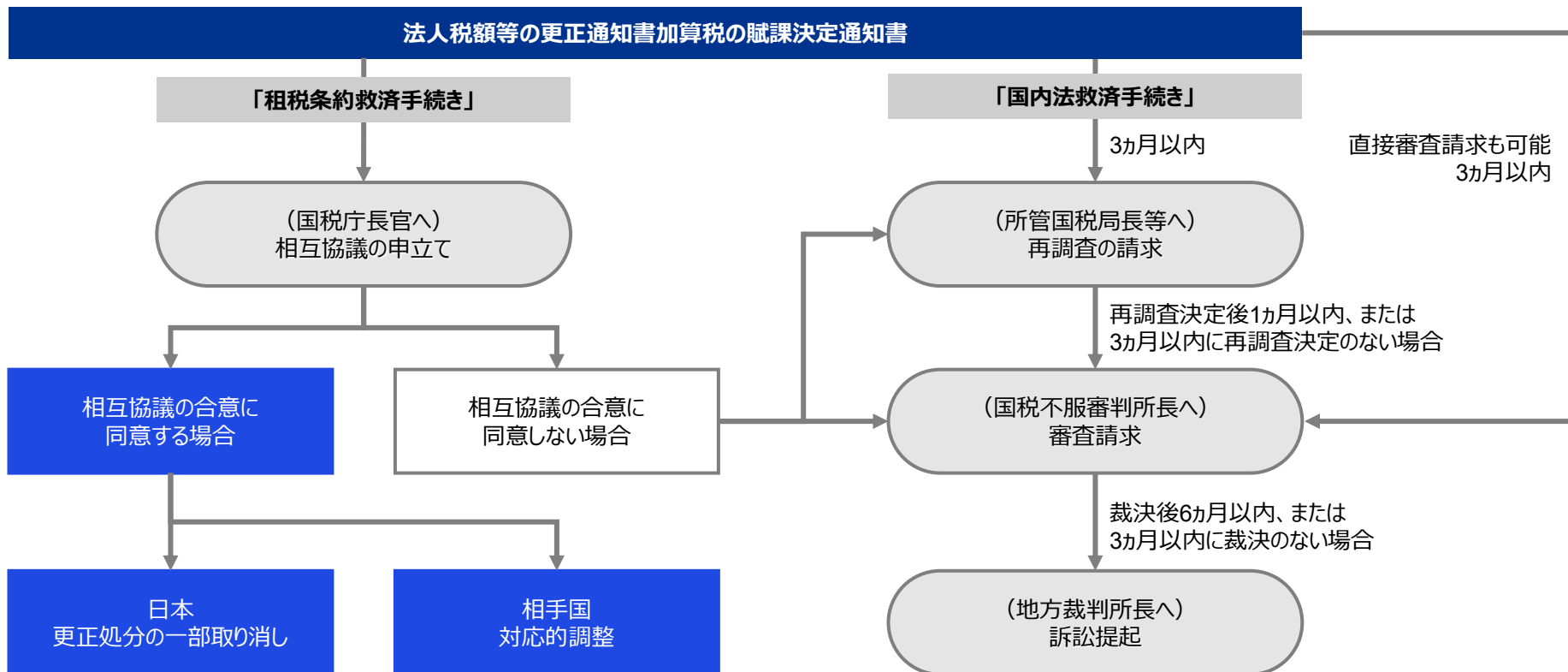
^{*1} 例えば、日本当局から移転価格課税を受けた場合、現状の取引価格にてすでに外国子会社にて現地課税当局に課税されている部分に対して重複して日本当局から課税されることとなる。



**二重課税を事前に防止することが重要であり、
リスク低減のための事前準備が肝要**

相互協議手続き・再調査の請求の手続き

本邦移転価格課税後の救済措置に関する選択肢・プロセス



※ 修正申告の場合は、いずれの選択肢も採用できない。また寄附金課税の場合、租税条約に基づく手続き（相互協議）は原則適用されない。

02.

移転価格リスクへの対応策

移転価格リスクに備えるための一般的なアプローチ

移転価格リスク評価	<ul style="list-style-type: none">● 分析対象取引に関するビジネスモデル等の事実確認機能リスク分析の実施● 税務当局の視点に基づく移転価格課税リスクの洗い出し
ポリシープランニング	<ul style="list-style-type: none">● 事実確認機能リスク分析の結果に基づく、移転価格課税リスクを最小化するための価格設定利益配分の考え方に関する基本方針の設定● 基本方針を遂行するための実務上の運用ルール設計
移転価格文書化 (ローカルファイル)	<ul style="list-style-type: none">● プランニングしたポリシーに基づいて運用した取引結果について検証し、税務当局用の説明資料として備え置く
APAの取得 (事前確認)	<ul style="list-style-type: none">● 「リスク金額の大きな取引」や「日本当局と相手国の当局との間で移転価格の評価方法について見解が分かれる可能性の高い取引」等については、状況に応じて、租税条約に基づく相互協議による当局間の事前確認（APA）の取得を目指す

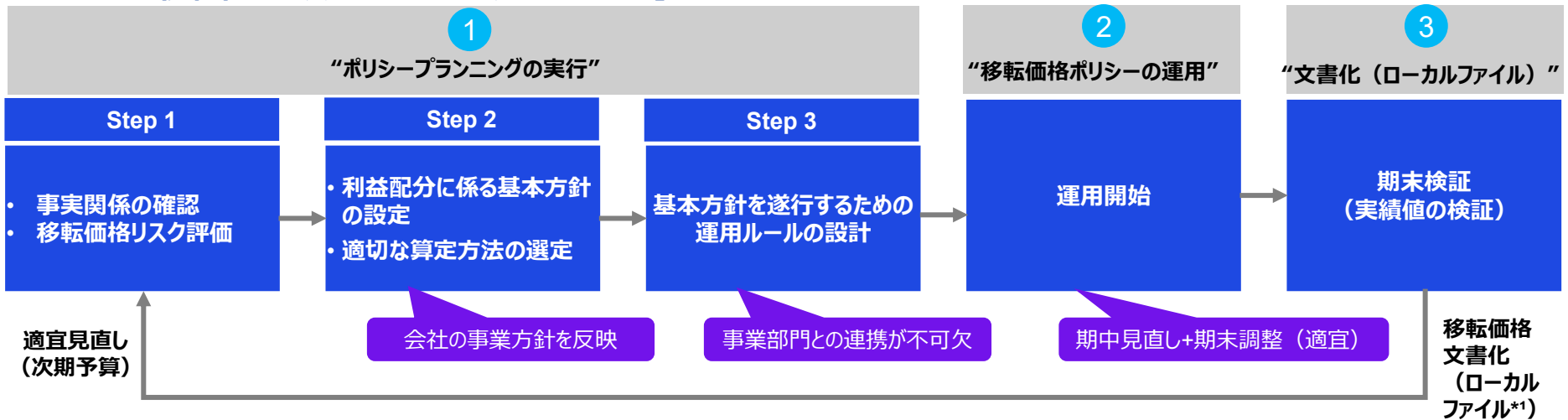
各企業のグループ内取引の状況に応じた最適なアプローチの選択・組み合わせが重要となる

移転価格リスク評価／ポリシープランニングとリスク管理サイクル

移転価格ポリシー = 納税者の移転価格の“今後の”設定方針・運用方法

- 税務・財務部門だけでなく、実際に価格設定を行う事業部門を巻き込んだ実現可能な運用ルールを作成することが肝要
- また、一度設定したルールについて、市場の変化や取引損益の状況に応じ、適時に見直しが必要

【推奨される移転価格リスク管理サイクルのイメージ】



*1 移転価格文書（ローカルファイル）とは：“過去の”納税者の移転価格が結果として正しいことを説明するための文書（次ページ参照）

一連の管理サイクルの構築・維持が重要

- ①各取引の事実関係に基づいて移転価格税制上のリスクを把握し、会社の事業方針と移転価格税制の双方を考慮した価格設定ルールを定める
- ②当該ルールに基づいて期中の取引価格を運用する（必要に応じて期中に価格改定を実施）
- ③期末に取引実績を検証して移転価格文書（ローカルファイル）を作成した後、状況に応じて翌期のポリシーの見直しを検討

ローカルファイルの概要

ローカルファイル

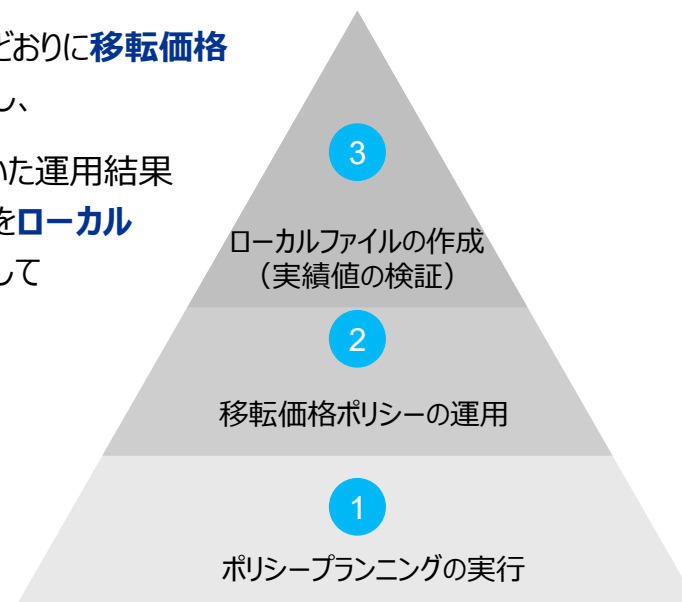
= “過去の”納税者の移転価格が結果として正しいことを説明するための文書

- 関連者間の取引価格が独立企業間価格であることを検証する過程を文書にまとめる
- 税務申告と同時または一定期限内で「文書化」することが義務付けられている国・地域あり
- 文書化を実施しない場合は、更正額の追加／ペナルティ／推定課税が発生
- 事前のポリシープランニングがないままに、事後的な実績サポート資料として後付けで作成しても実効性に欠ける

ローカルファイルとポリシーの関係

理想的なステップとして：

- 1 まず現状分析に基づく**移転価格ポリシープランニング**を行い、
- 2 設定したルールどおりに**移転価格ポリシー**を運用し、
- 3 ポリシーに基づいた運用結果としての実績値を**ローカルファイルで検証**して妥当性を示す



ローカルファイルは事後的な理屈付けのための資料ではなく、

事前のプランニングに基づく移転価格ポリシーの運用結果の妥当性を証明する実績検証資料という位置付けで捉えるべき

事前確認制度（APA）の概観

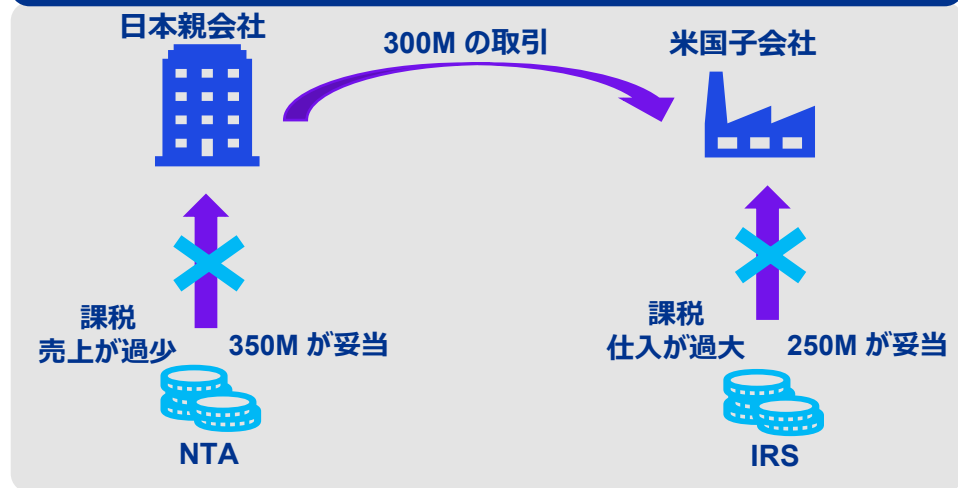
事前確認制度（APA）とは

税務当局と企業との間の移転価格算定方法等の諸条件に関する事前合意

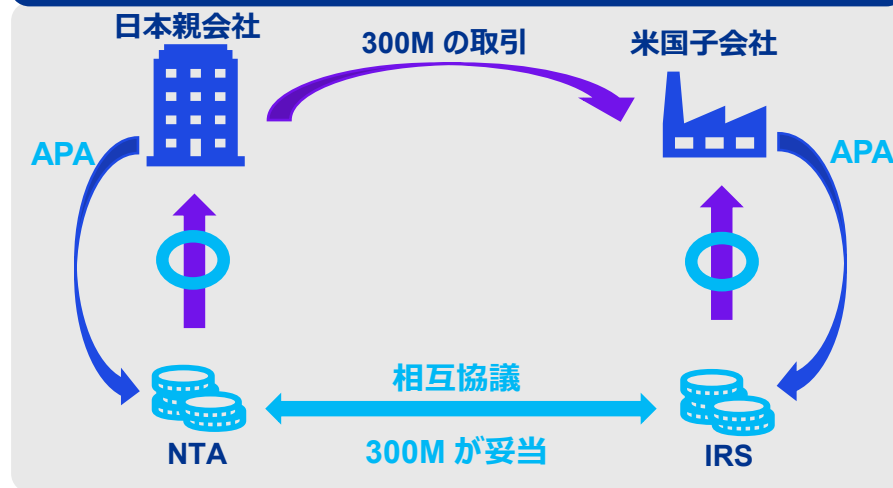
※ 日本においては行政上の事実行為としての取扱いであり、法律上の制度ではない。行政庁は、事前確認による信義則により拘束される

※ 事前確認（APA）は、二国間APA（Bilateral APA）、一国内APA（Unilateral APA）、多国間APA（Multilateral APA）のタイプがある

APA 取得前*1



APA 取得後*1



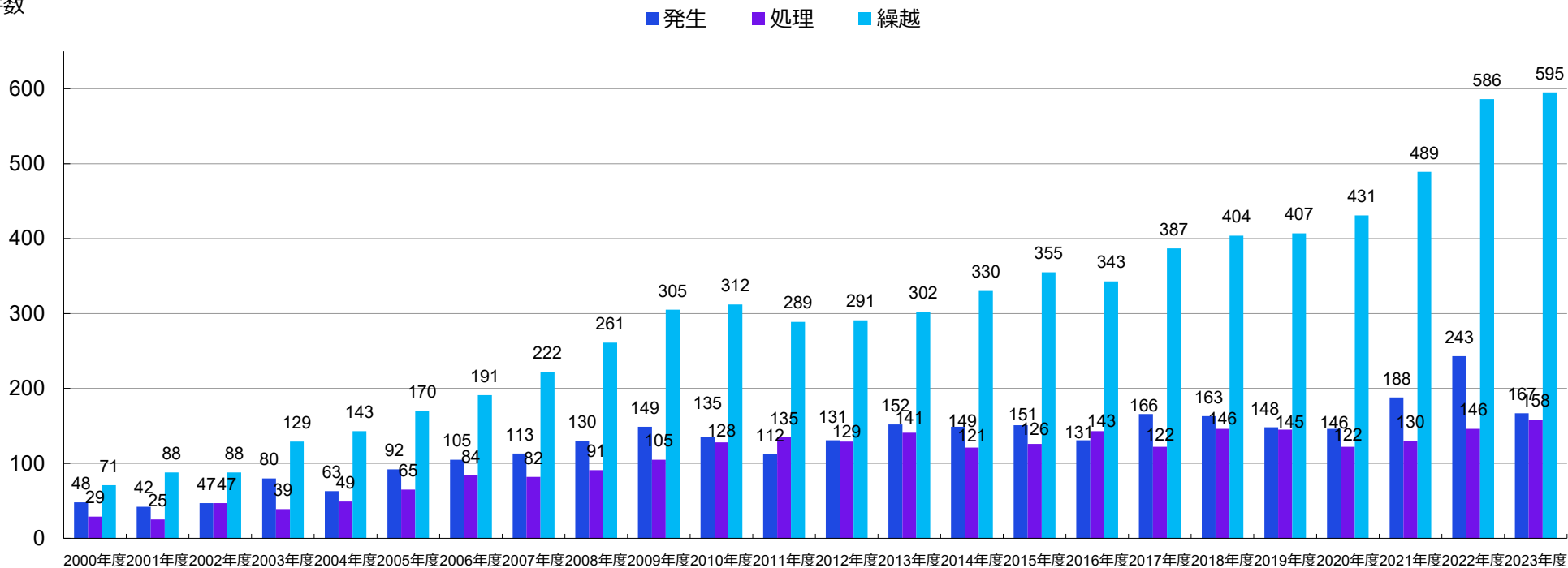
*1 上記の例証は、二国間APA（Bilateral APA）の形式のものである。

二重課税のリスクを排除するとともに将来の移転価格調査を回避することができる

事前確認制度（APA）の動向

事前確認（APA）ならびに相互協議（MAP）の件数推移

件数



※出典：国税庁「各事務年度における相互協議等の状況」を基にKPMG税理士法人にて作成 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/map/jyokyo.htm>)

近年、事前確認（APA）相互協議（MAP）の発生件数は増加傾向にあったものの、2023年度では減少した。
なお、繰越案件については引き続き増加している。

事前確認制度（APA）のメリット

なぜ事前確認制度（APA）を検討すべきなのか？

課税リスク の回避	<ul style="list-style-type: none">□ 課税リスク（取引規模・見解の相違の可能性）が高い取引に対する二重課税リスクの回避 →APAの枠組みのなかで課税されるため、少なくとも一方からの課税は排除可能であり予測可能性が担保される（二重課税によるペナルティ（過少申告加算税等）を含む社外流出も回避可能）□ 複数年度検証により単年度の変動への対応が可能 →APAで複数年度（累積年度）検証が認められた場合、複数年度の期間を通算して検証を行うため、単年度の損益変動をカバーできる
当局の姿勢	<ul style="list-style-type: none">□ 移転価格調査と異なり、当局との協力的・建設的な議論が可能 →移転価格税務調査の局面では、いずれかの当局に有利な一方的な主張がなされやすい APAの場合には相手当局との交渉による綱引きが生じるため 一方的な利益配分に偏る可能性が低い
労力 中長期的コスト	<ul style="list-style-type: none">□ 移転価格文書化（主にローカルファイル）対応に係るコスト、調査と課税後の対応に係るコスト、ならびに二重課税残存リスク（ペナルティ、社外流失等も含む）と比較し、APAは導入初期において工数がかかるものの、ローカルファイルの作成義務が実質的に免除される点、調査と二重課税が完全に回避できる点を考慮すると、中長期的な観点からもAPAに係るコストメリットが大きい

03.

BEPS新移転価格文書化 制度

BEPS新移転価格文書の概要

OECD移転価格ガイドラインの第5章「移転価格文書化」の内容が改訂され、三層構造アプローチによる移転価格文書化が導入された

① マスターファイル

親会社が作成

- グループの組織図
- 事業概要
- 保有する無形資産の情報
- グループ内金融活動に関する情報
- グループ全体の財務状況と納税状況

【日本法令における作成義務者】
直前の親会計年度における総収入金額が
1千億円以上である多国籍企業グループ

② ローカルファイル

親・子会社が各々作成

- 組織図
- 経営戦略
- 主要な競合他社
- 主要な関連者間取引と取引背景
- 移転価格算定根拠
- 財務諸表

【日本法令における作成義務者（同時文書化対応義務者）】
前事業年度において

- 国外関連者との取引金額（受払いの合計額）が
50億円以上の場合、または
- 無形資産取引が3億円以上の場合

ただし、上記以外の者についても同時文書化の義務はないが、
税務当局から提出が求められ、一定期限内に提出できない
場合には推定課税が課される可能性がある

③ 国別報告書

親会社が作成

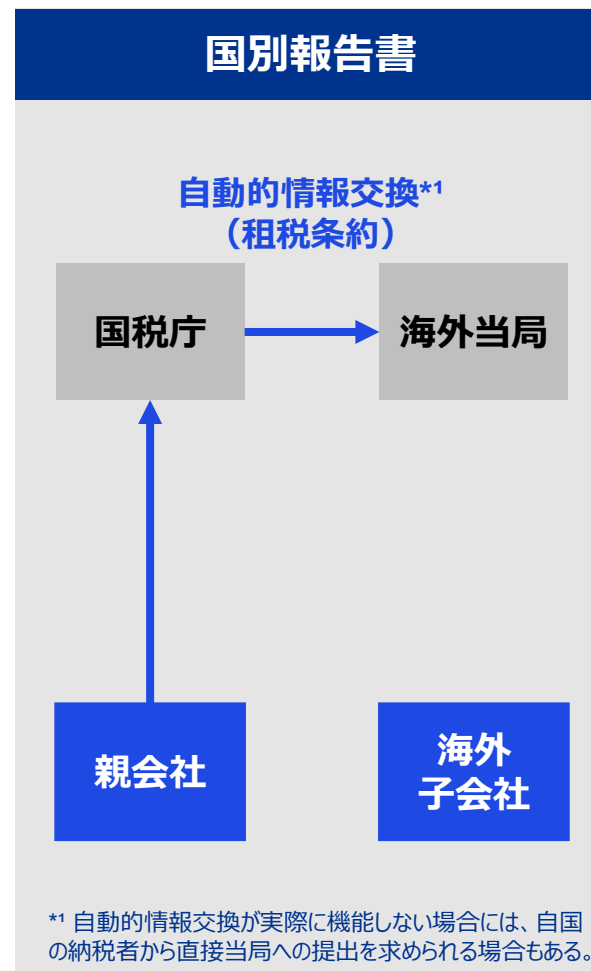
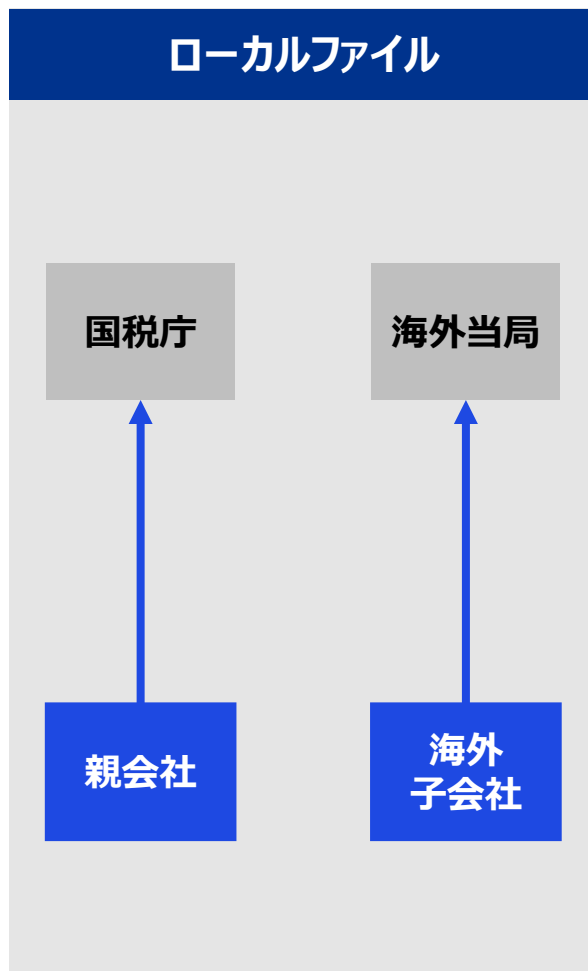
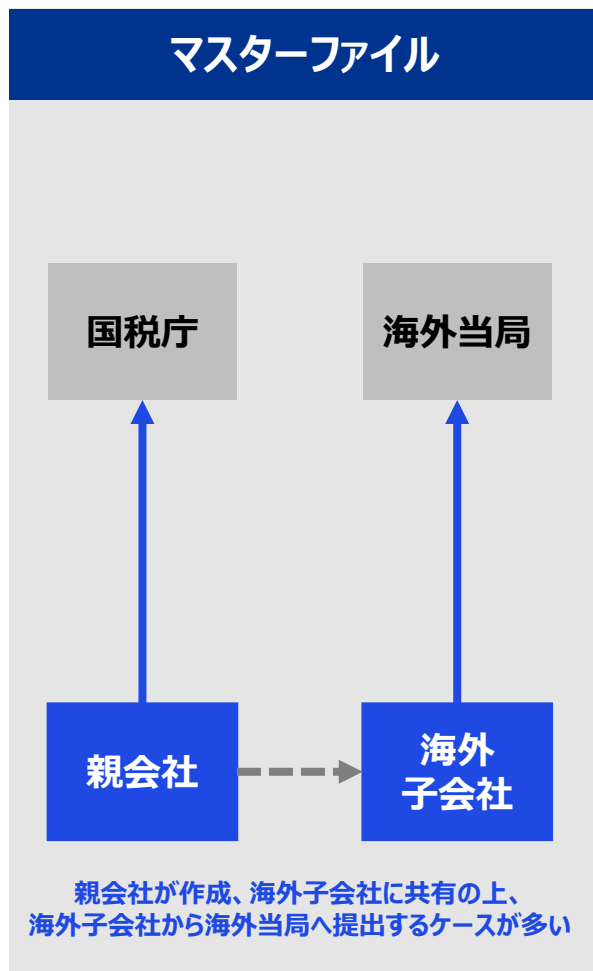
- 親会社・子会社所在国ごとの多国籍
企業グループの下記情報
 - 収入・利益・税額・資本金等の
財務情報
 - 従業員数
 - 有形資産額
 - 子会社等の名称主要事業等

【日本法令における作成義務者】
直前の親会計年度における総収入金額が
1千億円以上である多国籍企業グループ




- マスターファイル・国別報告書の情報が税務当局間の情報交換により
各国で共有。
- 多国籍企業のグローバルな利益配分を各国の税務当局が把握。
- 日本においては、一定の規模に満たない企業は②のみの対応となる可
能性が高い。ただし、国外関連者の所在国の規定次第で、①の作成
も必要となる場合がある点に注意。

※以降、マスターファイルについてはMF、ローカルファイルについてはLFと略称で表記する場合がある。

各文書の提出ルート



各文書の整合性確保

	要求される記載事項（例示）	想定される作業	対応上のポイント
 <p>マスター ファイル (親会社)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多国籍企業（MNE）の組織ストラクチャー <ul style="list-style-type: none"> 法的所有関係のストラクチャーと事業体の所在地 2. MNEの事業説明 <ul style="list-style-type: none"> MNEの事業概要に関する説明 3. MNEの無形資産 <ul style="list-style-type: none"> 包括的戦略、重要な無形資産所有事業体リスト、関連者間契約リスト、移転価格ポリシーの説明、譲渡の説明 4. MNEグループ内金融活動 <ul style="list-style-type: none"> 資金調達方法の説明、金融機能を果たす企業の特定、金融取極めに係る移転価格ポリシーの説明 5. MNEの財務状況と納税状況 <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表、APAルーリングのリスト説明、相互協議のリスト説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ内取引に関する情報収集、整理 ● 無形資産取引、金融取引を含む重要な関連取引に関する機能・リスク、ポリシーの把握 ● グループ内取引におけるバリュードライバーとなる事項についての詳細分析 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親会社側での必要情報に関する一元管理の整備 ● 親会社主導によるグループ内ポリシーの整理・拡充 ● ポリシーによる取引の実施
 <p>国別報告書 (親会社)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. MNEグループの所在地別セグメント情報 <ul style="list-style-type: none"> 収入・利益・税額・資本金等の財務情報 従業員数 有形資産額 主要事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所在地別情報の正確な把握・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親会社側での必要情報に関する一元管理方法の整備 ● ポリシーとの整合性の確認 ● 利益配分状況のチェック
 <p>ローカル ファイル (親会社)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象事業体 <ul style="list-style-type: none"> 経営ストラクチャー、組織図、所要事務所の所在地、事業再編無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明 2. 関連者間取引 <ul style="list-style-type: none"> 各関連者間取引の内容、関連者間取引カテゴリごとの取引累計額、取引ごとの機能・リスク分析、取引ごとに選定した移転価格算定方法の選定根拠、検証結果等 3. 財務情報 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業体の財務諸表、移転価格の検証のために使用された財務情報と切出工程表、比較対象取引の関連財務データのサマリーとその情報源等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地法令に応じた文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> - 事実、機能・リスク分析、ならびに経済分析の実施 - 検証財務データの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● マスターファイルと国別報告書との整合性の確保 ● 各社が作成するローカルファイルの内容について矛盾・不整合がないよう、各ファイルの内容を確認 ● 移転価格ポリシーとの整合性の確認

日本における移転価格税制の概要

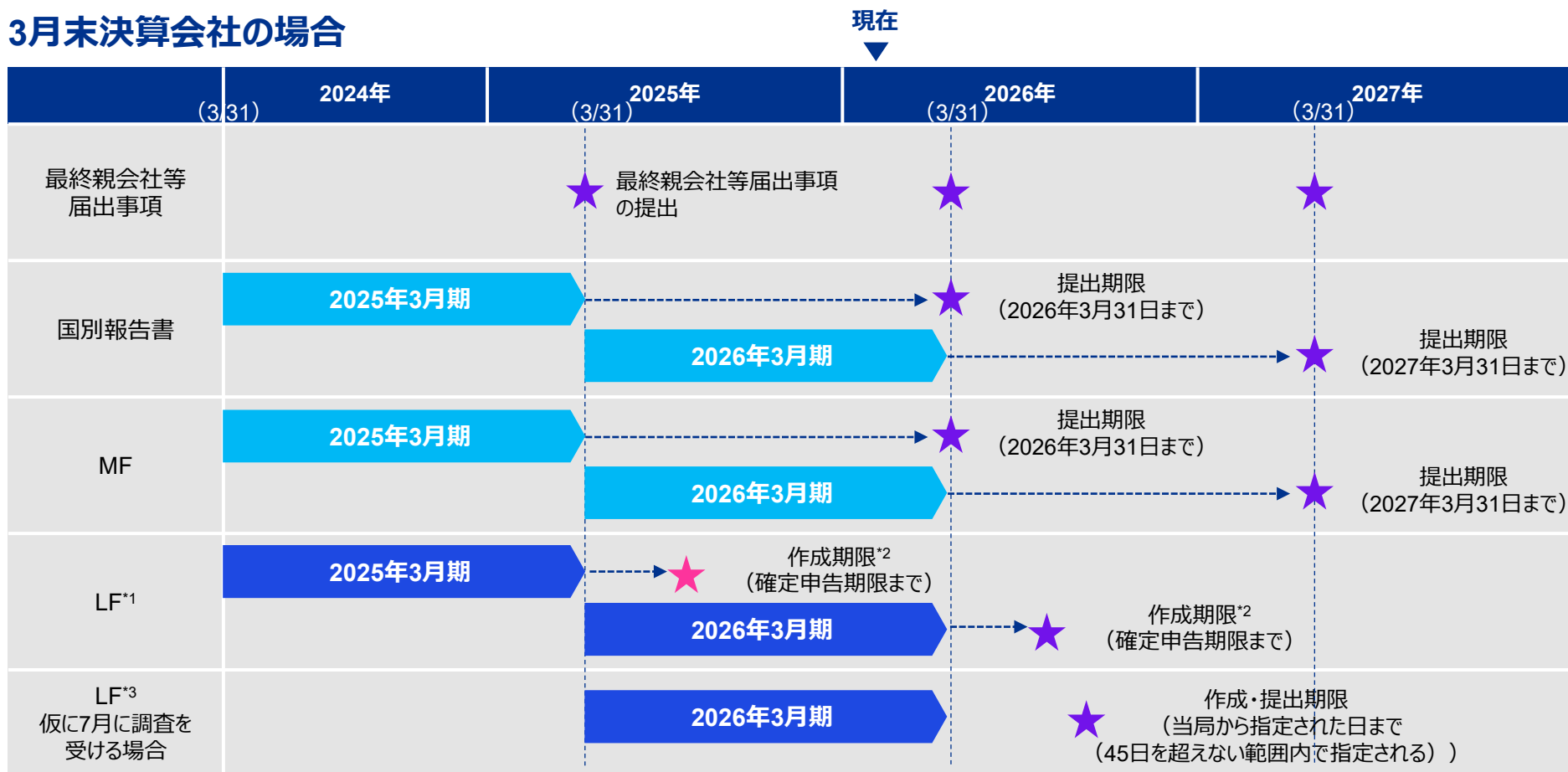
1. 税務当局の名称	National Tax Agency (NTA) / 国税庁
2. 移転価格税制導入時期	1986年4月1日
3. 関連者の定義	<ul style="list-style-type: none">① 自己株式または出資を除いた発行済株式数または出資金額の50/100以上の株式または出資を直接または間接に保有する関係にあるもの（措置法第66条の4第1項）② いわゆる兄弟会社や、役員の兼務関係、取引の依存関係、資金の借入れ・保証関係等により一方の法人が他方の法人の事業方針を実質的に決定できる場合は当該法人が関連者となる（施行令第39条の12第1項）
4. 移転価格調査の時効	7年
5. 独立企業間価格の算定方法	<p>棚卸資産取引：下記算定方法のうち最も適切な方法を選定（措置法第66条の4第2項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none">① 独立価格比準法② 再販売価格基準法③ 原価基準法④ 利益分割法⑤ 取引単位営業利益法⑥ ディスカウント・キャッシュ・フロー法⑦ 上記①～⑥に準ずる方法 <p>棚卸資産取引以外の取引：上記①～⑦と同等の方法のうち最も適切な方法を選定する（措置法第66条の4第2項第2号）</p>

日本におけるLF/MFの概要

ローカルファイルの概要	
1. 作成義務対象者	前事業年度において国外関連者との取引金額（受払いの合計額）が50億円以上の場合または無形資産取引が3億円以上の場合は当該取引について作成を要する（措置法第66条の4第7項）
2. 作成期限	対象会計年度の申告書の提出期限（措置法第66条の4第6項）
3. 提出期限	税務署または国税局職員から提示もしくは提出を求められた場合において、45日を超えない範囲において当該職員が指定する日（租税特別措置法第66条の4第8項）
4. 作成言語	特に規定はなし（ただし、日本語以外の言語で作成されている場合には日本語による翻訳文の提出を依頼される場合がある）（令和2年6月国税庁作成「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）」）
5. その他	推定規定同業者調査（措置法第66条の4第8項第11項）
マスターファイルの概要	
1. 作成義務対象者	特定多国籍企業グループ（直前の親会計年度における総収入金額が1千億円以上である多国籍企業グループ）の構成会社等である内国法人または当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人（措置法第66条の4の5第1項、措置法第66条の4の4第4項3号）
2. 作成／提出期限	各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内（措置法第66条の4の5第1項）

本邦税制における各文書の対応スケジュール

3月末決算会社の場合



*1 同時文書化義務対象取引に係るLFの作成期限 *2 延長の特例を受ける場合は当該延長日まで

*3 同時文書化義務免除取引に係るLFの作成/提出期限

各文書における海外対応の留意ポイント（1/2）

日本側のローカルファイル vs 海外側の移転価格文書

Q

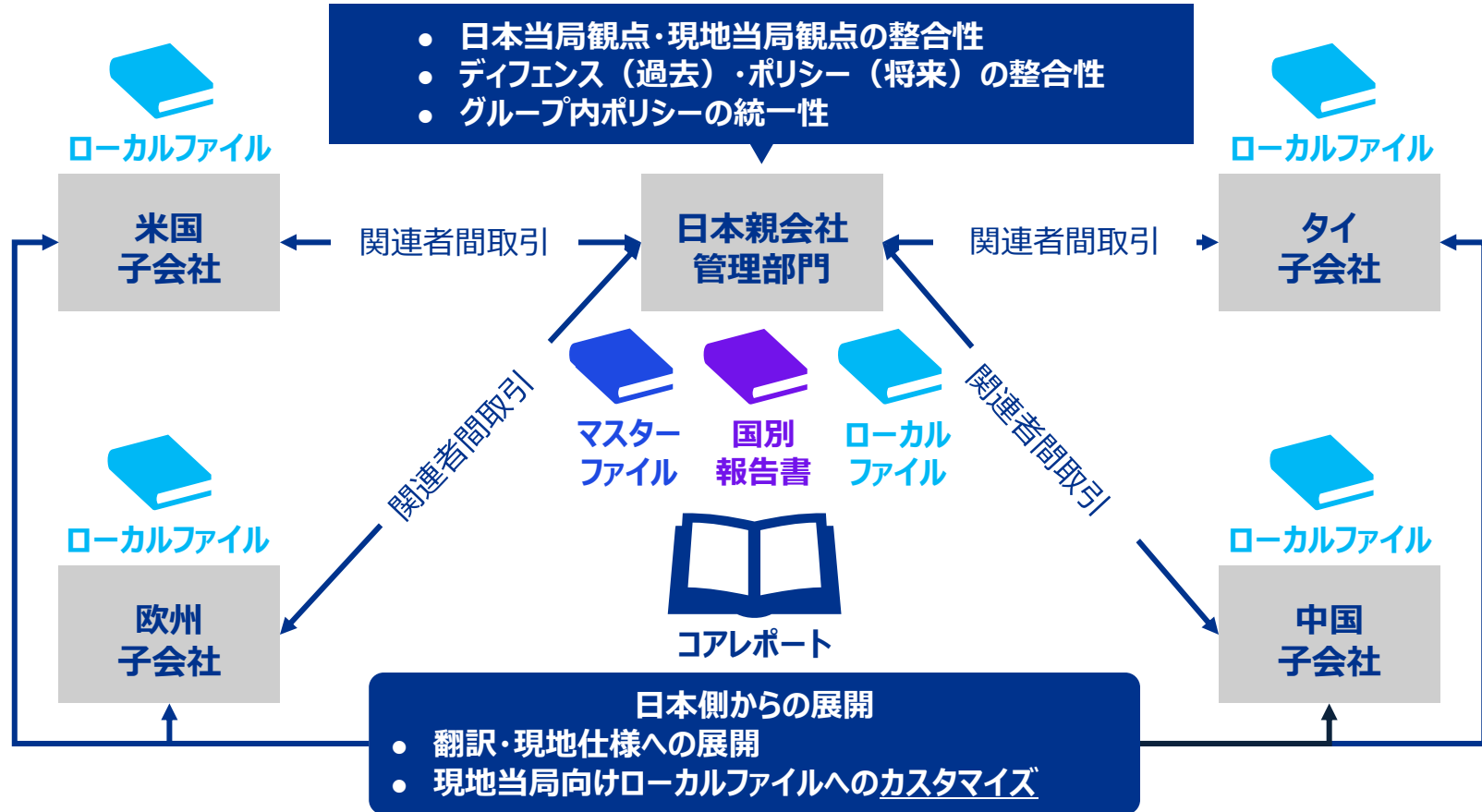
海外グループ会社で作成すべき移転価格文書は、日本側のローカルファイルで代用可？

- 海外子会社が日本の本社以外と取引を行っている場合、（免除要件を満たさない限り）当該関連者取引（つまり海外子会社同士の取引等）も分析対象としなければならない
- 日本側において作成要請がない取引においても海外子会社の所在地国においては作成要請がある場合（現地のみで国外関連者となる場合、免除基準の相違等）には、別途作成する必要がある
- 海外子会社の収益が赤字の場合、日本視点で作成されたローカルファイルの経済分析を代用した場合に現地側の税務調査に耐えられない可能性がある
- 経済分析（ベンチマーク分析）において、海外子会社所在国以外に所在する法人や外資比率が50%以上の現地法人が比較対象会社に入っている場合、税務当局がそのベンチマーク分析を妥当とみなさない場合がある（例えば、タイ）

- 結論としては、日本側のローカルファイルでは不十分（税務調査に耐え得るものとはいえない）
- 海外の実務に合わせて海外子会社の移転価格文書を個別に作成すべきであるが、日本側のローカルファイルの内容と整合性が取れる形での作成が必要

各文書における海外対応の留意ポイント (2/2)

現地子会社の移転価格文書の作成例



04.

金融取引に係るOECD

ガイドライン

本邦事務運営要領の

改正内容

改正の背景・動向（1/2）

【OECDガイドライン改訂の動き】

- ✓ 2020年2月11日、OECDは「金融取引に関する移転価格ガイダンス」の最終報告書を公表した。
- ✓ 2022年1月20日に公開された改訂版OECD移転価格ガイドライン（「OECDガイドライン」）では、1章の改訂10章の新設が行われ、当該最終報告書の内容が反映された。
- ✓ 対象となる取引として、関連者間融資取引以外にも、債務保証取引等の各種金融取引や機能が含まれている。

対象となる取引

- 対象となる取引は、企業が行う財務機能のほか、関連者間融資取引、債務保証、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、キャプティブ保険等の国外関連取引を含む。
- 対象となる取引について、**経済的に重要な特徴を踏まえた比較可能性の詳細な検討**を行うことが要求される。検討にあたり、対象となる取引の詳細な把握、当該取引の特徴が金融商品の選択・契約条件に及ぼす影響に関する見識が必要とされる。
- 金融取引における比較可能性は、金融取引以外で適用される比較可能性と同義であり、OECDガイドラインの第1章で記載されている考え方に基づく。

改正の背景・動向 (2/2)

【本邦移転価格事務運営要領改正の動き】

- ✓ 2022年6月10日、国税庁は「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）（「新指針」）「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」（「参考事例集」）の改正を行った

改定ポイント	概要
【新指針3-7】金融取引の調査における取扱い	関連者間融資取引、債務保証取引その他金融取引に関連して行われた財務上の活動について調査を行う場合の留意事項が明確化
【新指針3-8】金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項	金融取引に係る独立企業間価格を算定する際の留意事項が明確化
その他：参考事例集の改訂	関連者間融資取引（事例4 前提条件2）の改訂、債務保証取引（事例4 前提条件3）ならびにキャッシュプーリング（事例7 前提条件4）の追加

- ✓ 新指針は、法人の2022年7月1日以降に開始する事業年度分の税務調査または事前確認審査について適用されている（3月期決算法人の場合、2024年3月期から適用）。

【金融取引に関する事務運営指針改定までの経緯】



改正のポイント（1/3）

【OECDガイドラインにおける改正のポイント】

- ✓ 今回の改正は関連者間融資取引、債務保証、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、キャプティブ保険等各種金融取引が対象となるが、以下では、特に関心が高いと考えられる関連者間融資取引について改正のポイントを解説する。
- ✓ OECDガイドラインでは、比較可能性の詳細な検討が要求されている。特に、借手の信用力は金利を決定する主要な要素の1つであるとされてきたインディケーション*に関し、信用力に関しては借手の信用格付を考慮すべきとしている。
- ✓ 信用格付を推計し、借手の想定調達金利を算定する方法は有効な手段である。しかしながら、公開されている財務分析ツールを利用した簡易的な算定結果を単純に引用することの有効性に対する懸念もある。
- ✓ 企業グループに所属することによる効果（“Implicit Support”、“Potential Group Support”、「付随的な便益」）についても、考慮の余地があり得る。
- ✓ 借手の信用力はもちろんであるが、貸付利率設定の際には、金利その他契約条件・条項や保証、手数料等の各要素についても考慮することが求められる。したがって、情報の非対称性についても配慮しつつ、貸手・借手の両者からの検討を行うことが重要である。
- ✓ 設定された利率が、独立企業間価格（利率）であることを示す上で、銀行等からのインディケーション*だけでは証拠としては十分とは言えない。

* インディケーションに関し、OECDガイドライン10.108は「このようなアプローチは、実際の取引の比較に基づくものではないため、比較可能性に基づく独立企業原則からの逸脱を意味する可能性がある」と付記している。

**比較可能性や取引条件等を十分に考慮し、特に借手の信用力や調達条件を踏まえた利率設定を検討することが重要。
インディケーションのみでは十分な参照データとはならない可能性が高い。**

改正のポイント (2/3)

【新指針における改正のポイント】 (1/2)

関連者間融資取引の独立企業間価格を検討する際の留意事項を記載した新指針3-8 (1) ~ (5) について、略記して引用の上、解説する。新指針は、以下に留意し“最も適切な方法”により独立企業間価格を検討すべきとしている。

【新指針3-8 (1)】 比較対象取引を現実に行われる取引のなかから見出すことが困難な場合で、**金融市場における利率や、実際の取引に依拠した客観的な指標（「市場金利」）で比較可能性を担保できる場合は、それらを用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる。**

＜KPMG解説＞ 前半では、比較対象取引を現実に行われる取引から見出すことの検討が想定されており、内部CUP法の適用がまず検討される。他方、後半では当該方法の適用が困難な場合として、金融市場において現実に行われる比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にある取引における金利を参照する方法について述べられている。

【新指針3-8 (2)】 取引当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合、信用格付等を用いることができる。

(注) 1 取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付随的な便益（「付随的便益」）が生じている場合があるが、当該付随的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。

(注) 2 国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付等を基に判断するのではなく、付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付等を基に判断することに留意する。

＜KPMG解説＞ 企業グループに属していることのみによって信用格付が改善した場合には、改善された信用格付を基に比較可能性の検討を行うべきこと、ならびにその信用格付改善効果自体は、付随的な便益とみなされるため、グループ内役務提供における考え方と同様に、付随的便益に対する対価（利率）の上乗せは必ずしも必要ないと考えられる。

改正のポイント (3/3)

【新指針における改正のポイント】 (2/2)

【新指針3-8 (3)】 関連者間融資取引に係る**リスク管理能力または意思決定機能を持たない貸手**に対して対価を払う場合、信用リスクに起因して発生する利率（「スプレッド」）がゼロ付近の市場金利（「リスクフリー利率」）を用いて想定した取引を比較対象取引とできる。

＜KPMG解説＞ 貸手が重要な機能を有さない場合には、リスクフリー利率をベースとして比較対象取引を検討し得る。なお、リスクフリー利率の例として、銀行間取引金利・金利スワップレート・国債の利回り等が挙げられている。

【新指針3-8 (4)】 リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いることができる。

＜KPMG解説＞ 3-8 (3) に該当しない場合には、リスクフリー利率にスプレッドを加算する方法で算出した取引を比較対象取引として参照し得る（従来から用いられている方法）。借手等の信用力に応じた適切なスプレッド水準の算定がポイント。

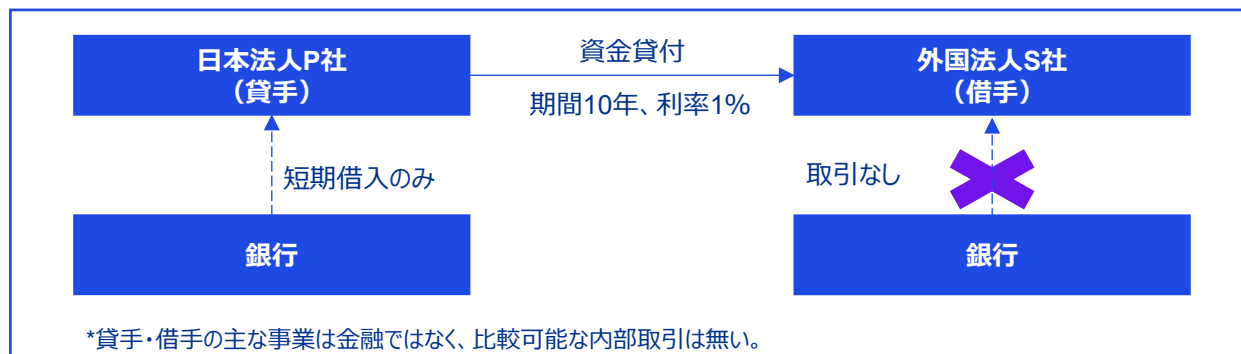
【新指針3-8 (5)】 非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率またはスプレッドのように**現実に行われる取引に依拠しない指標（インディケーション）は、市場金利に該当しない**（ただし上記の方法で国外関連取引に係る価格を算定している場合であっても、その事実のみをもって措置法第66条の4第1項で示す移転価格課税の対象になるわけではない）。

＜KPMG解説＞ OECD移転価格ガイドラインと同様に、現実的な条件に即したサンプルであるかが不透明であるため、インディケーションのみでは証拠として十分ではない旨を説明している。

参考事例集の改訂ポイント

【参考事例集の改訂ポイント – 事例4 前提条件2】

関連者間融資取引に係る参考事例集の改訂ポイントについて以下のとおり解説する。



前提事実

- ◆ S社は金融機関との取引を行っておらず、P社も期間1年以内の短期運転資金の借入（比較可能性を有さない）以外に金融機関との取引はない
- ◆ 両者とも、当該金融機関以外の非関連者と、金銭貸借取引は行っていない
- ◆ P社の信用格付はA、S社の信用格付はB

改訂ポイント

利用可能な内部比較対象取引が無い場合でも、借手の信用力（格付）に着目し、同等の信用力を有する法人が同様の条件で借入等を行う場合の取引条件を参照して検討することが例示されている。事例では、公開データベースより、S社所在国における信用格付Bの法人による平均借入金利を参照し、独立企業間金利は3%と算定されている。また、銀行が提示したインディケーションのみを基に対価算定することは不適切としている。

<KPMG解説> 借手の外部からの借入実績、または貸手の外部に対する貸付実績等に基づいて金利水準を検討する方法（内部CUT法）が優先的に検討されるのは従来どおりであるが、新指針では、借手の信用力を推計し、その推計結果に基づき金融市場の取引データ等から同等の信用力を有すると想定される市場金利を参照し、独立企業間における適切な金利水準を検討することも提示されている（いわゆる外部CUT法）。こうした考え方は合理的ではあるものの、同等の信用力を有するかどうか、同等の取引条件か否か、同等の信用力であったとしても適用利率には差があり得るのではないかといった観点からも精査が必要であり、適用や検証に際しては条件の差異・あり得る利率の幅なども勘案して慎重に検討すべきと考えられる。

実務上の対応のポイント

【実務上の対応のポイント】

- ✓ 2022年度の本邦移転価格事務運営要領改正で示された新指針・OECDガイドラインで示された考え方はこれまでの実務上の運用を明確化した側面もあるものの、改めて自社が採用している関連者間融資取引に係る金利設定方法・ポリシーに妥当性があるかを確認することが推奨される。
- ✓ 新たな事務運営指針は、実質的に2023年度（令和5年度）以降の事業年度から適用されたため、特に今後実施する関連者間の金融取引に関しては、当てはめるべき金利設定方法・ポリシーが適切かどうか、取引実施時点で慎重に検討されたい。
- ✓ 今後の税務調査では、税務当局による関連者間融資取引への注目度の向上が見込まれることから、事実関係概要や設定の考え方を纏めた資料ならびに検討時のエビデンス等を整備する、すなわち移転価格ポリシーや移転価格文書を整備しておくことが推奨される。
- ✓ 現行の価格設定方針・ポリシーが何らかの点で新指針等の考え方に即していない場合（例：インディケーションに単純に準拠している、根拠なく貸手の信用力に即した金利水準や国債利回り等を用いている、等）、新指針等で示されたアプローチに基づく再検討が推奨される。

05. BEPS 第1の柱

議論の進展

年表	議論
2015年	OECD/G20がBEPS行動計画（15項目）を最終化。
2016年～	OECD/G20によるBEPS包摂的枠組みの設立・BEPS問題への継続的な取組みが開始（BEPS）。
2019年	OECDがPillar 1（課税権再配分）、Pillar 2（最低税率導入）という2つの柱のアプローチを提示。Pillar 1にて『利益A』*1『利益B』登場。
2021年	2つの柱に基づく新国際課税ルールの実施の大枠が決定される（大枠合意）。『利益B』の枠組み確認。
2022年	『利益B』における適用範囲・利益率の検討開始。
2024年	最終報告書（「Consolidated Report on Amount B」）発表、業界別・地域別適用利益率レンジの提示。
2025年	各国において2025年1月以降任意適用が可能となった。

*1 現在の『利益A』の概要としては、グループの総売上高が200億EUR超、かつ、税引前利益率が10%超の多国籍企業グループを対象に、利益（課税ベース）の10%を超える部分（超過利益）の25%相当額（利益A）が、ネクス（関連性）を有する市場国に売上等に応じて分配される仕組み。

2025年6月に国税庁から公表された「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ（FAQ）」では、「我が国においては、当面の間、簡素化・合理化アプローチを実施しません。」とガイダンスがなされている。今後の動向については引き続き注視が必要である。

利益Bの概要

利益B

OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において、経済のデジタル化・グローバル化に伴う課税上の課題に対する解決策の1つとして、基礎的マーケティング・販売活動を行う販売会社の国外関連取引のうち一定の基準を満たした取引に対し、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を図るもの。移転価格税制の執行を円滑にすることが目的。

【対象となる企業規模等】

- 制限なし

【対象となる事業】

- 制限なし

【対象となる機能】

- 基本的なマーケティング・流通活動

日本



P社
(本社)

製品販売

海外



S社
(販売会社)

利益B

特定の要件を満たす場合において、より簡便的な方法でS社が税務上得るべきリターンを画一的に算定

利益B制度化の趣旨

- 特に低税務執行能力国のニーズに焦点をあて、販売活動に係る独立企業原則の適用を簡素化し、税の安定性を高めること

➡ 「簡素化・合理化されたアプローチ」(便宜上利益Bと呼ぶ)

利益B制度導入の影響

- 移転価格税制の簡素化
- 利益Bへの準拠するための企業の実務負担
- 移転価格課税における紛争の増加

不透明

06.

**EU・オーストラリアでの
国別報告開示義務
(Public CbCR)**

EU Public CbCR導入に係る概況（1/2）

2021年12月21日に正式発効したEU Public CbCR導入に係る指令は以下のとおり。

指令は最低基準であり、加盟国は必要なデータ、実施、報告期限などの点でその水準を超えたルールも設定可能。

項目	説明
開示方法	所定のデータ様式で機関（商業登記所等）へ報告・開示し、さらに会社のウェブサイトにて開示する（使用可能な共通テンプレート公表あり）。
開示要領	<ul style="list-style-type: none"> EU各加盟国ごとに記載 EU非協力国リスト掲載国*1ごとに記載 上記以外の課税管轄については合算して記載
開示データ テンプレートにおける 記載セクション	<ul style="list-style-type: none"> (Section1) 最終親会社または単体企業の名称、関係する年度、使用通貨（該当する場合はEU非協力国に設立された子会社リスト） (Section3) 事業内容 (Section2) 従業員数 (Section2) 正味売上高 (Section2) 税引前利益 (Section2) 当該国における当期利益について当該国で納付すべき法人税額 (Section2) 当該年度に実際に納付した税額 (Section2) 利益剰余金

*1EUリスト附属書Ⅰ（「ブラックリスト」）：米国領サモア、アンギラ、フィジー、グアム、パラオ、パナマ、ロシア、サモア、トリニダード・トバゴ、米領ヴァージン諸島、バヌアツ
EUリスト附属書Ⅱ（「グレーリスト」）：アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、英領ヴァージン諸島、コスタリカ、キュラソー、エスワティニ、セーシェル、トルコ、ベトナム

EU Public CbCR導入に係る概況（2/2）

項目	説明
適用開始	2024年6月22日以降に始まる年度（例：日系の3月決算会社の場合、2025年4月から始まる年度）
開示期限	決算日から12ヵ月以内
その他規定	<p>以下の規定を各加盟国の判断で設けることが可能</p> <ul style="list-style-type: none">➤ セーフガード条項：開示により事業の商業的地位に重大な不利益をもたらす場合、その理由を明確に記載した上で情報を一時的に省略可能。ただし、省略された情報は5年以内に公開しなければならない（EU非協カリスト掲載国に係る情報については省略不可）。➤ ウェブサイト公開免除：EU域内の第三者がCbCRを法人登記簿で無償で閲覧できる場合、法人・支店のウェブサイトにて開示することを免除される。

各加盟国における詳細な導入状況概要については各国税制スライドをご参照。

オーストラリアにおけるPublic CbCRの導入に係る概況 (1/2)

項目	説明
適用対象者	<p>以下のすべての条件を満たす「国別報告（CbCR）を行う親会社」が適用対象者となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法人格の形態：会社法上の法人、パートナーシップ、信託 • 収入基準：1年間の全世界収入が10億 AUD以上 • 独立性：オーストラリアの会計原則に基づき、そのグループ内で別の法人によって管理されていない法人 • 本店所在地：オーストラリアに本社を置く法人または外国に本社を置く法人
報告義務者	<p>国別報告（CbCR）を行う親会社が、以下のすべての条件を満たす場合に、Public CbCRの報告・開示義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前年度の実績に基づき、国別報告（CbCR）を行う親会社である。 • 報告期間中のいずれかの時点において、国別報告（CbCR）を行うグループのメンバーである。 • 報告期間中のいずれかの時点において、国別報告（CbCR）を行う親会社またはそのグループメンバーが、オーストラリアの居住者またはオーストラリアに恒久的施設を持つ外国居住者である。 • 収入を得た年度の総収入高にオーストラリアを源泉とする収入が1千万 AUD以上含まれている。 • 免除対象となる法人でないこと、または免除される法人のクラスに含まれていないこと。なお、オーストラリア税務当局は、政府系企業については免除されると定めている。
開示方法	オーストラリア税務当局ウェブサイトで公表されている所定のフォームに従って提出後、当該ウェブサイトで公表される。
開示要領	<p>以下のいずれかの方法で開示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア特定の国・地域（次頁ご参照）の国別情報を開示し、その他の国・地域の情報は合算して開示する。 • 報告主体が事業を行っている国・地域の国別情報を開示する。
罰則	<p>以下の場合、罰金の最大金額は825千AUDである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報を公表する義務がある法人であるにもかかわらず、期限内にそれを行わなかった場合 • 「重大な」誤りを訂正するために情報を公表する義務がある法人であるにもかかわらず、期限内にそれを行わなかった場合

オーストラリアにおけるPublic CbCRの導入に係る概況 (2/2)

項目	説明
開示データ	<ul style="list-style-type: none"> 税に対するアプローチの声明 事業内容 第三者からの売上高 関連者からの売上高 税引前利益 当該年度に実際に納付した税額 当該年度において発生した税額 有形資産（現金・現金同等物を除く）の当期末における簿価 従業員数 発生した法人所得税と、法定税率を適用した場合の税額との差異の理由 計算に使用した通貨
適用開始	2024年7月1日以降に始まる年度（3月決算の日系企業の場合、2025年4月から始まる年度）
開示期限	決算日から12ヵ月以内

個別の開示が必要な特定の国・地域に関しては、当該資料作成時点において41の国・地域が対象となっている。

- ・ アンドラ
- ・ アンギラ
- ・ アンティグア・バーブーダ
- ・ アルバ
- ・ バルバドス
- ・ バハマ
- ・ バーレーン
- ・ ベリーズ
- ・ バミューダ
- ・ 英領ヴァージン諸島
- ・ ケイマン諸島
- ・ クック諸島
- ・ キュラソー
- ・ ドミニカ
- ・ ジブラルタル
- ・ グレナダ
- ・ ガーンジー
- ・ 香港
- ・ マン島
- ・ ジャージー
- ・ リベリア
- ・ リヒテンシュタイン
- ・ モーリシャス
- ・ モナコ
- ・ モントセラト
- ・ ナウル
- ・ ニウエ
- ・ パナマ
- ・ マーシャル諸島共和国
- ・ セントクリストファー・ネイビス
- ・ セントルシア
- ・ シント・マルテン（オランダ領）
- ・ セントビンセントグレナディーン諸島
- ・ サモア
- ・ サンマリノ
- ・ セーシェル
- ・ シンガポール
- ・ スイス
- ・ タークス・カイコス諸島
- ・ アメリカ領ヴァージン諸島
- ・ バヌアツ

EU・オーストラリアPublic CbCRで求められる開示データの比較

EU、オーストラリアで開示の必要なデータが一部異なるため、それぞれで要求されている項目について情報を収集することが必要となる。

項目	EU	オーストラリア
税務管轄地	○*1	○*1
税に対するアプローチの声明	×	○
事業内容	○	○
第三者からの売上高	*2	○
関連者からの売上高	*2	○
税引前利益	○	○
発生税額	○	○
納付税額	○	○
有形資産（現金現金同等物を除く）の当期末における簿価	×	○
従業員数	○	○
発生した法人所得税と、法定税率を適用した場合の税額との差異の理由	×	○
報告通貨	○	○
利益剰余金	○	×

*1 EU、オーストラリアそれぞれにおけるPublic CbCRの規定で指定する国・地域ごとに国別情報を開示し、その他の国・地域については合算して表示する。

*2 EU Public CbCRでは、第三者からの売上高と関連者からの売上高を区分せず、合算で表示する。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省ホームページに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。
ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点それ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省KPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.